

令和6年第3回（8月招集）

袖ヶ浦市議会定例会
議案参考資料

袖 ヶ 浦 市

目 次

議案番号	件 名	頁
	件名一覧表	5
議案第 1 号	袖ヶ浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第 2 号	袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 0
議案第 3 号	袖ヶ浦市保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
議案第 4 号	袖ヶ浦市公共下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について	1 2
議案第 5 号	令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 6 号	令和 6 年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 7 号	令和 6 年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 号	令和 6 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 9 号	令和 6 年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 1 0 号	袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 4
議案第 1 1 号	袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 5
議案第 1 2 号	袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 6
議案第 1 3 号	千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	1 7
認定第 1 号	令和 5 年度袖ヶ浦市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 2 号	令和 5 年度袖ヶ浦市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について	別冊
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について	1 8
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について	1 9
報告第 1 号	令和 5 年度袖ヶ浦市一般会計継続費精算報告について	資料 省略
報告第 2 号	令和 5 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計継続費精算報告について	資料 省略

議案番号	件名	頁
報告第3号	令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	資料 省略

令和6年第3回（8月招集） 袖ヶ浦市議会定例会議案

No. 1

議案番号	件 名 等			関係部等
議案 第1号	袖ヶ浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について （主な内容） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の一部が改正され、被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に関する罰則規定が改められたことから、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 令和6年12月2日			市民子育て部
議案 第2号	袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について （主な内容） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、医療保険各法の一部が改正され、被保険者証等が廃止されることに伴い、関係条文の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 令和6年12月2日			市民子育て部
議案 第3号	袖ヶ浦市保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について （主な内容） 袖ヶ浦市立吉野田保育所を閉所するため、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 令和7年4月1日			市民子育て部
議案 第4号	袖ヶ浦市公共下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について （主な内容） 袖ヶ浦市公共下水道事業運営審議会の所掌事務に、農業集落排水事業の受益者分担金及び農業集落排水処理施設使用料に関する事項を追加し、同審議会において調査及び審議を行う必要があるため、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 公布の日			都市建設部
議案 第5号	令和6年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第4号） （主な内容）			財政部
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減	
	310億 2千152万4千円	305億 8千81万8千円	4億 4千70万6千円	

議案番号	件 名 等	関係部等
議案 第 6 号	令和 6 年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） （主な内容）	市民子育て 部
	補正後 予算額 補正前 予算額 予算額の増減	
	6 1 億 9 7 1 万 7 千円 6 1 億 1 千 2 0 0 万円 △ 2 2 8 万 3 千円	
議案 第 7 号	令和 6 年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） （主な内容）	市民子育て 部
	補正後 予算額 補正前 予算額 予算額の増減	
	9 億 3 千 1 9 万 3 千円 9 億 3 千 3 0 0 万円 △ 2 8 0 万 7 千円	
議案 第 8 号	令和 6 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） （主な内容）	福祉部
	補正後 予算額 補正前 予算額 予算額の増減	
	5 0 億 9 千 2 9 5 万円 4 9 億 6 千 4 0 0 万円 1 億 2 千 8 9 5 万円	
議案 第 9 号	令和 6 年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算（第 1 号） （主な内容）	都市建設部
	補正後の収益的支出予定額 補正前の収益的支出予定額 1 6 億 2 千 1 2 7 万 3 千円 1 6 億 2 千 1 0 0 万円	
	予定額の増減 2 7 万 3 千円 補正後の資本的支出予定額 補正前の資本的支出予定額 8 億 4 千 6 2 6 万 1 千円 8 億 4 千 5 0 0 万円	
議案 第 1 0 号	袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員の選任について （主な内容）	財政部
	袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員榎本初雄氏が令和 6 年 1 2 月 9 日をもって任期満了となるため、同氏を再任する ことについて、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議 会の同意を求めるものである。	
議案 第 1 1 号	袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員の選任について （主な内容）	財政部
	袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員長谷川貢一氏が令和 6 年 1 2 月 9 日をもって任期満了となるため、後任に宮沢英 男氏を選任することについて、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の 規定により、議会の同意を求めるものである。	
議案 第 1 2 号	袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員の選任について （主な内容）	財政部
	袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員長谷川トシ枝氏が令 和 6 年 1 2 月 9 日をもって任期満了となるため、後任に今関 磨美氏を選任することについて、地方税法第 4 2 3 条第 3 項 の規定により、議会の同意を求めるものである。	

議案番号	件 名 等	関係部等
議案 第 1 3 号	千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の 制定に関する協議について (主な内容) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律等の一部を改正する法律により、高齢者の医 療の確保に関する法律の一部が改正されたことに伴い、千葉 県後期高齢者医療広域連合規約における広域連合の処理する 事務に関する規定を改正することについて、関係地方公共団 体と協議するに当たり、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定 により議会の議決を求めるものである。	市民子育て 部
認定 第 1 号	令和 5 年度袖ヶ浦市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の 認定について (主な内容) 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度袖 ヶ浦市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を監査委員の意 見を付けて議会の認定に付するものである。	財政部 市民子育て 部 福祉部
認定 第 2 号	令和 5 年度袖ヶ浦市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決 算の認定について (主な内容) 地方公営企業法第 3 2 項第 2 項の規定により、令和 5 年度 袖ヶ浦市下水道事業会計利益剰余金の処分について議決を求 めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年 度袖ヶ浦市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議 会の認定に付するものである。	都市建設部
諮問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について (主な内容) 令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となる人権擁護委員 の後任として新たに積田一重氏を推薦することについて、人 権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求め るものである。	企画政策部
諮問 第 2 号	人権擁護委員の推薦について (主な内容) 令和 6 年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となる人権擁護委 員の後任として新たに間山美智子氏を推薦することについて 、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を 求めるものである。	企画政策部
報告 第 1 号	令和 5 年度袖ヶ浦市一般会計継続費精算報告について (主な内容) 令和 5 年度で、固定資産評価替え土地評価資料作成委託事 業、障害福祉計画策定事業及び成人保健事業事務費の継続年 度が終了したので、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規 定により継続費精算報告書を調製し、これを報告する。	財政部

議案番号	件 名 等	関係部等
報告 第 2 号	令和 5 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計継続費精算報告について (主な内容) 令和 5 年度で、介護保険事業計画等策定事業の継続年度が終了したので、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定により継続費精算報告書を調製し、これを報告する。	福祉部
報告 第 3 号	令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について (主な内容) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。	財政部

袖ヶ浦市国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(罰則) 第 1 3 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは<u>第 5 項</u>の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした _____ 場合において、その者に対し、1 0 0, 0 0 0 円以下の過料を科する。	(罰則) 第 1 3 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは<u>第 9 項</u>の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合において、その者に対し、1 0 0, 0 0 0 円以下の過料を科する。

袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
(受給券) 第6条 医療費等の助成を受けようとする受給資格者は、市のひとり親家庭等医療費等の助成事業の実施について委託を受けた保険医療機関等（以下「契約医療機関等」という。）において医療を受けるときは、あらかじめ規則の定めるところにより受給資格の登録を申請し、受給券の交付を受け、<u>当該受給券を</u> _____ <u>契約医療機関等に提示するものとする。</u> (届出義務) 第8条 受給資格者は、<u>第6条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、規則で定めるところによりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。</u>	(受給券) 第6条 医療費等の助成を受けようとする受給資格者は、市のひとり親家庭等医療費等の助成事業の実施について委託を受けた保険医療機関等（以下「契約医療機関等」という。）において医療を受けるときは、あらかじめ規則の定めるところにより受給資格の登録を申請し、受給券の交付を受け、<u>医療保険各法に規定する被保険者証、組合員証等（第8条において「保険証」という。）とともに、契約医療機関等に提示するものとする。</u> (届出義務) 第8条 受給資格者は、<u>次の各号のいずれかに該当する</u> _____ <u>場合は、規則で定めるところによりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。</u> (1) <u>氏名、住所又は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を変更したとき。</u> (2) <u>医療保険各法の保険の種類又は保険証の記載事項に変更があったとき。</u> (3) <u>第3条に規定する受給資格者としての要件を欠いたとき。</u> (4) <u>新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。</u>

袖ヶ浦市保育所設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第3条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			第3条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
略			略		
袖ヶ浦市立平川保育所	袖ヶ浦市三箇1965番地	90名	袖ヶ浦市立平川保育所	袖ヶ浦市三箇1965番地	90名
			<u>袖ヶ浦市立吉野田保育所</u>	<u>袖ヶ浦市吉野田198番地</u>	<u>90名</u>
略			略		

袖ヶ浦市公共下水道事業運営審議会条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>袖ヶ浦市下水道事業運営審議会条例</u> (設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により<u>袖ヶ浦市下水道事業運営審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。 (所掌事務) 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行うものとする。 (1) <u>公共下水道事業の受益者負担金及び受益者分担金</u>に関すること。 (2) (略) (3) <u>農業集落排水事業の受益者分担金</u>に関すること。 (4) <u>農業集落排水処理施設使用料</u>に関すること。 (5) (略) (6) (略) (組織) 第3条 (略) 2 (略) 3 委員の任期は<u>2年以内</u>とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	<u>袖ヶ浦市公共下水道事業運営審議会条例</u> (設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により<u>袖ヶ浦市公共下水道事業運営審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。 (所掌事務) 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行うものとする。 (1) <u>下水道事業</u> 受益者負担金<u> </u>に関すること。 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (組織) 第3条 (略) 2 (略) 3 委員の任期は<u>2年</u>とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附則第2項 袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改 正 後						現 行					
別表（第2条、第4条関係）						別表（第2条、第4条関係）					
区分 職名		報酬額		旅費		区分 職名		報酬額		旅費	
				宿泊料 （1夜につき）	食卓料 （1夜につき）					宿泊料 （1夜につき）	食卓料 （1夜につき）
略						略					
<u>下水道事業運営</u>		会長		7,500		<u>公共下水道事業</u>		会長		7,500	
<u>審議会</u>		委員		6,500		<u>運営審議会</u>		委員		6,500	
略						略					
備考（略）						備考（略）					

議案第 10 号資料

榎 本 初 雄 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

(その他の経歴)

議案第 11 号資料

宮 沢 英 男 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

議案第 1 2 号資料

今 関 磨 美 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

千葉県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

改 正 後	現 行				
別表第 1 （第 4 条関係）	別表第 1 （第 4 条関係）				
<table><tr><th>事務内容</th></tr><tr><td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 <u>資格確認書等</u>の引渡し <u>資格確認書等</u>の還付の受付 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務</td></tr></table>	事務内容	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 <u>資格確認書等</u> の引渡し <u>資格確認書等</u> の還付の受付 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務	<table><tr><th>事務内容</th></tr><tr><td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し <u>被保険者証及び資格証明書</u>の還付の受付 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務</td></tr></table>	事務内容	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し <u>被保険者証及び資格証明書</u> の還付の受付 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務
事務内容					
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 <u>資格確認書等</u> の引渡し <u>資格確認書等</u> の還付の受付 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務					
事務内容					
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し <u>被保険者証及び資格証明書</u> の還付の受付 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務					

諮問第 1 号資料

積 田 一 重 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

(賞 罰)

諮問第2号資料

間 山 美 智 子 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

(賞 罰)